

国際日本文化研究センター契約職員及びパートタイム職員の
契約期間の上限に関する規則

(平成27年3月19日制定)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構パートタイム職員就業規則（以下「パートタイム職員就業規則」という。）に基づき、国際日本文化研究センターにおいて採用する契約職員及びパートタイム職員の契約期間の上限について定める。

第2条 契約職員就業規則第8条第2項及びパートタイム職員就業規則第8条第2項における契約期間の上限は5年（契約職員就業規則第3条第1項第3号及びパートタイム職員就業規則第3条第1項第3号に掲げる職員については10年）とする。

附 則

1. この規則は、平成27年4月1日から施行し、同日以降に新たに採用される者について適用する。